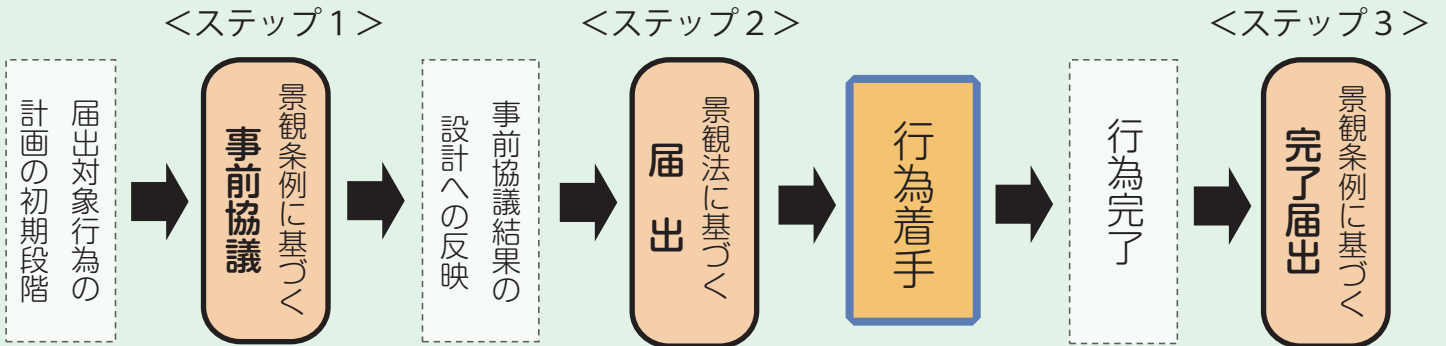


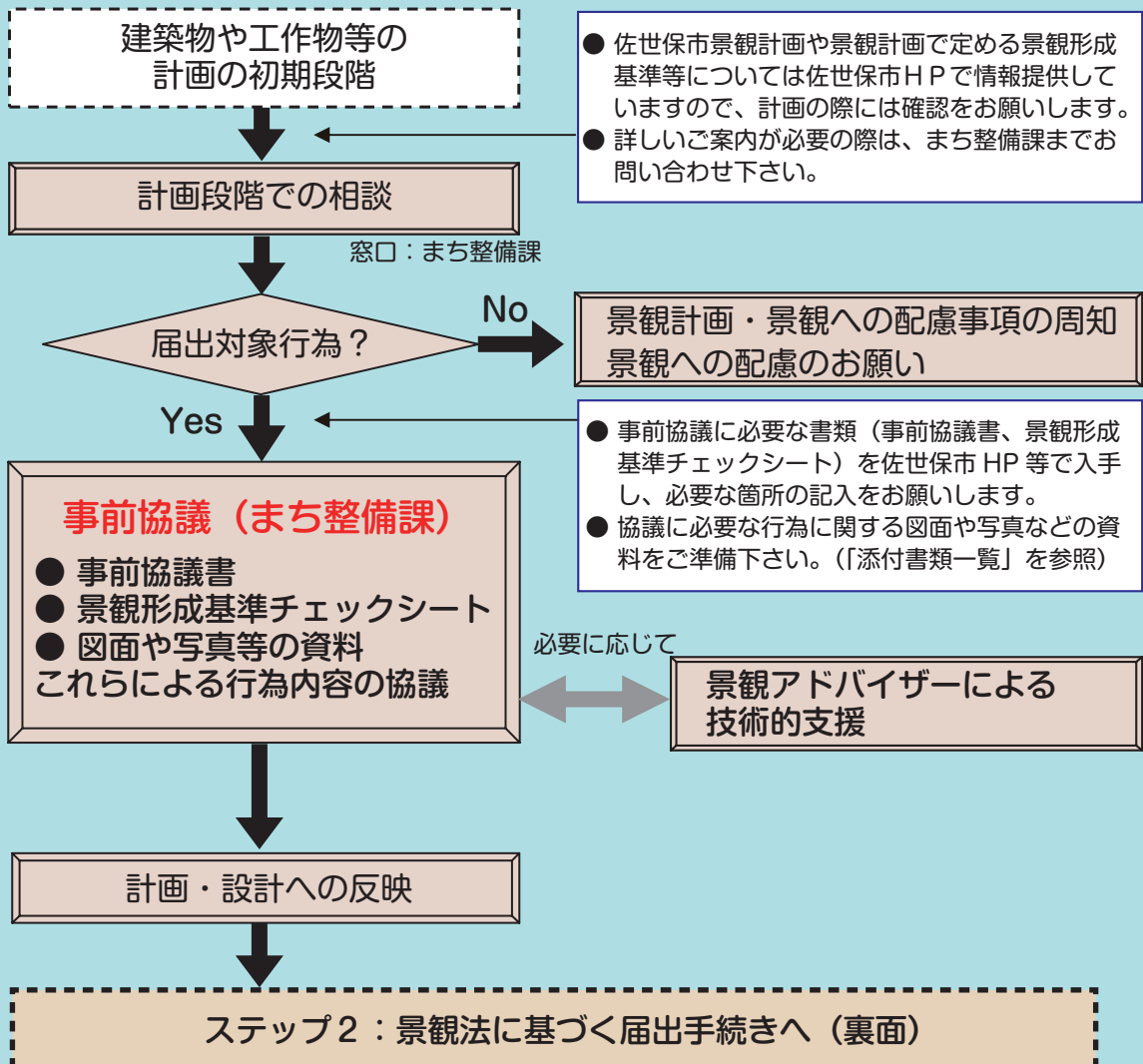
■届出手続きの流れ

届出対象行為を行う場合、景観法及び佐世保市景観条例に基づき、①「事前協議」・②「届出」・③「完了届出」という3段階の手続きが必要です。



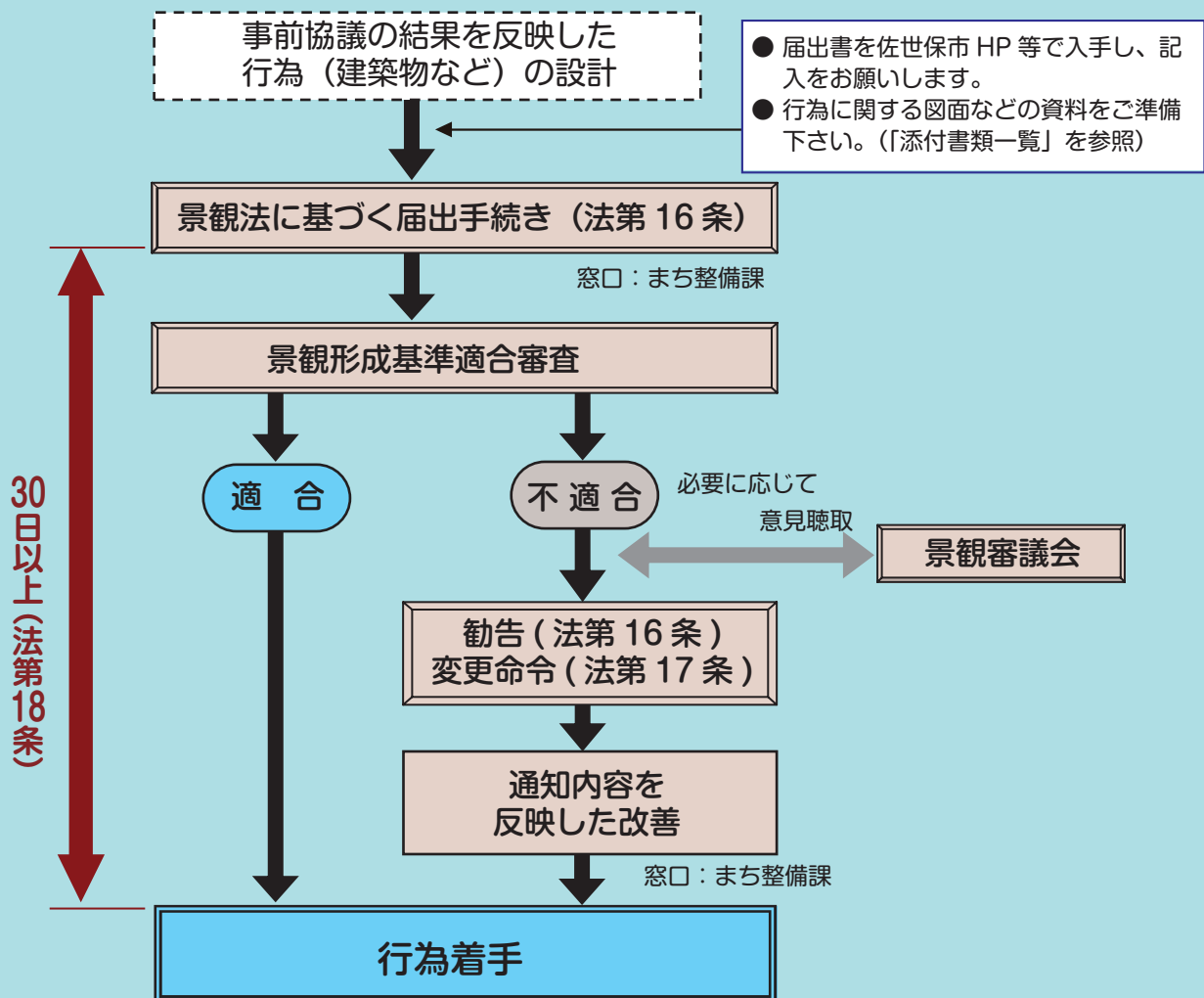
ステップ1 景観条例に基づく事前協議

- 事前協議は、佐世保市景観計画で定めた行為の制限の内容を市民や事業者の方に理解していただき、景観法で定められた届出手続きをスムーズに行うために設けられた制度です。
- 従って、建築物や工作物などの設計着手段階はもちろん、これらの行為の構想や計画が持ち上がった初期段階からでも事前協議を行うことが可能です。
- 事前協議の流れは以下のとおりです。



ステップ2 景観法に基づく届出手続き

- 事前協議に基づいた建築物などの具体的な設計が仕上がったら、景観法に基づく届出手続きを行っていただきます。
- 景観法の規定により、届出書を提出し、受理された日から30日間は、届出に係る行為に着手することが出来ません。（事前協議が整っていると、届出手続きがスムーズに進みます。）
- 佐世保市景観計画に定められた景観形成基準に適合しない場合、勧告・変更命令を行うことがあります。
- 上記の勧告に従わない場合、その旨を公表したり、変更命令に従わない場合、届出をしなかった場合、虚偽の届出をした場合は、景観法の規定による罰則を適用することがあります。
- 景観法に基づく届出手続きの流れは以下のとおりです。



ステップ3 景観条例に基づく完了届出

- 届出た行為が完了したら、完了届出書の提出を行っていただきます。
- 行為が景観形成基準適合審査に適合した内容のとおり完了しているかの確認を行い、一連の手続きは完了します。